

■S1 群（情報環境とメディア）-7 編（情報倫理・制度）**5 章 ビジネスと倫理**

（執筆者：中谷常二）[2012年3月受領]

■概要■

ビジネスと倫理の関係は、企業の営利性が前提となり、問題はいかに収益を上げながら倫理性を確保するかということになる。この点を取り違えて企業経営に倫理性を求めるがあまり利潤を否定してしまうことがあれば、それは議論が本末転倒していることになる。他方、企業の利潤を重視するあまり、その倫理性をないがしろにされることは社会的に許されないが、現実にはそのような企業不祥事が続発している。そのような背景から、ビジネスへの倫理が社会的に要請されるようになってきている。ビジネスが倫理的になる過程で労働者や消費者の権利が拡大されてきた。ビジネスと倫理の分野で扱われるテーマは、会計、倫理綱領、コーポレートガバナンス、マーケティングなどの経営施策に関するものもある一方、カント倫理、ロールズの正義論、社会契約論、功利主義など倫理学説に関するもの、分配的公正、倫理的意思決定、社会的倫理的投資など倫理的なビジネスに関するものなど、多様に富む。

■本章の構成■

本章ではビジネスと倫理の関わりと、その意義について倫理学の視点から言及している。

「ビジネス倫理の定義」では企業倫理、経営倫理、ビジネス倫理、経済倫理などの類似語を区別し、それぞれの定義を試みた。「ビジネス倫理の意義」では倫理学のもつ現代的な意義を検証し、その上でビジネス倫理のもつ意義を明らかにした。

■S1 群 - 7 編 - 5 章

5-1 ビジネス倫理の定義

(執筆者：中谷常二) [2011年10月受領]

ビジネス倫理は経営倫理、企業倫理など様々な名前で呼ばれることが多いが、その本質は企業の営利活動にどこまで倫理的な配慮を求められることができるかという点にある。ビジネス上の倫理であるから、もちろん企業の営利性が前提となり、問題はいかに収益を上げながら倫理性を確保するかということになる。この点を取り違えて企業経営に倫理性を求めるあまり利潤を否定してしまうことがあれば、それは議論が本末転倒していることになる。他方、企業の利潤を重視するあまり、その倫理性をないがしろにされることは社会的に許されないはずであるのに、現実にはそのような企業不祥事が続発していることは周知のことである。それゆえビジネス倫理が近年社会的に要請されるようになってきている。

ここでまず、ビジネス倫理とそれに関わるいくつかの用語を整理しておきたい。近年この分野では企業の社会的責任 (CSR : Corporate Social Responsibility)、ビジネス倫理、コンプライアンス (遵法)、リスクマネジメントなどいくつかの用語が無造作に用いられることが多く、錯綜しているので定義の位置づけを試みる必要がある。

まず、ビジネス倫理という言葉であるが、日本では企業倫理、経営倫理、ビジネス倫理という言葉が比較的同様な意味づけをもちながらも、語法上は区別して用いられており、明確な用法が定着していない。企業のなかに企業倫理推進室がおかれることはあっても、経営倫理推進室がおかれることはない。その理由は経営倫理という言葉が経営における倫理というマネジメントの側面を強く反映しており、企業の一部署が担当することとまらないからである。また企業倫理という言葉では、企業が主体となっている問題には用いることができるが、商取引に参画している消費者や地域住民などの責任や権利を検討する場合には不適切であろう。

ビジネス倫理という言葉は英語の Business Ethics の訳語として、Business の部分を企業や経営といった用語に訳さずにそのままビジネスと置き換えたものである。この用語を用いる利点は、企業倫理、経営倫理のいずれにも対応でき、汎用性が高い点にある。字義通り端的に意味することはビジネスにかかわる倫理的問題となる。ビジネス倫理という用語は、企業の行う経済活動にかかわるステイクホルダーすべてを行為主体として包括することができる。例えば、消費者が商品を購入するときに商品の良し悪しを見極める必要があるという買い手責任、株主がより良い企業の株を継続的に保持するという株主の責任、地域貢献をしている企業を地域一体となって支持するという地域社会の責任などもビジネス倫理の問題として論考できる。経営倫理、企業倫理という用語よりもビジネス倫理という用語の方がより幅広く現実の商取引全般に適用できる概念といえる。

また、ビジネス倫理のもう一つの要素は、ビジネス全般に関わる問題を応用倫理学の視点から考察するという点がある。応用倫理学は文字通り哲学の一分野である倫理学を現実問題に応用する学問であり、生命倫理や環境倫理などがこれまでも多くの実績を残してきた。ビジネス倫理は応用倫理学が扱う多様な領域のひとつといえる。

上述のように、ビジネス倫理が商取引全般にかかわるステイクホルダーすべての倫理にかんすることから、ビジネス倫理は CSR と比べ、企業問題全般をより大きく扱う。すなわち、

ビジネス倫理という概念のなかに、企業の社会的責任（CSR）があり、それと同列に消費者の責任、株主の責任、地域社会の責任など、ステイクホルダーそれぞれの責任がある。

そしてコンプライアンスもリスクマネジメントも企業が社会的責任を果たすための重要な要素といえることから、CSR のなかにコンプライアンス（遵法）、リスクマネジメントが含まれることになる。それぞれの言葉の意義を要約するなら、コンプライアンスは法律や条令など規制にかかわる問題を扱い、リスクマネジメントは企業が意図しない不祥事、社会への悪影響をその中心課題としている。

また、ビジネス倫理と経済倫理との違いも明らかにしておく必要がある。この違いは端的にいうと経営学と経済学の違いといえ、その研究領域が経済活動全般に及ぶよりマクロなものであるなら経済倫理であり、企業活動や商取引などビジネスに特化した問題を扱うよりミクロな研究課題をビジネス倫理は扱うことになる。そのため、ビジネス倫理では自由主義経済、資本主義経済への抜本的な批判はその問題の射程には入らず、それらは経済倫理が扱う課題といえる。

■S1 群 - 7 編 - 5 章

5-2 ビジネス倫理の意義

(執筆：中谷常二) [2011年10月受領]

企業と社会の関係性を考える議論では、企業の社会的責任論の研究がこれまでも行われてきた。では、ビジネス倫理と企業の社会的責任論との違いは一体どこにあるのであろうか。米国におけるビジネス倫理学は、1970年代に当初応用倫理学の一つとして萌芽した経過がある。そのため企業の社会的責任論の研究者は主に経営学など社会学者が多かったのに対して、米国のビジネス倫理学のほぼ半数が哲学を主に研究してきた倫理学者となっている。そのため、学会での議論も哲学的、倫理的にビジネス全般の問題を論考するという風土が強い。扱われるテーマやセッションも会計、倫理綱領、コーポレートガバナンス、マーケティングなどの経営施策に関するものもある一方、カント倫理、ロールズの正義論、社会契約論、功利主義など倫理学説に関するもの、分配的公正、倫理的意思決定、社会的倫理的投資など倫理的なビジネスに関するものなど、倫理学をもとにしたものが多い。

倫理学者が医療、環境、ビジネスの問題にまで、学問的越境をして乗りこんできた理由として、一つに医療、開発、ITなどの技術の急速な発展に伴い、従来型の法の適用などでは対処しきれない問題が頻出してきただけでなく、技術の進歩や社会的制度の変革に応じて、従来の法律の想定を超えた新しい問題が生まれてきた。それは単に現存する法が扱える範囲を超えているのみならず、法が過去の判例からも類推することができないような問題をも生じてきた。そこで法律の出せない問題に対して倫理学者が回答を与えていくことを企図して応用倫理学が発展してきたといえる。

脳死患者の臓器移植については、医学的な脳死状態とその状態を維持できる医療技術が生まれるまでは問題にもされていなかった。脳死状態に陥る人間は過去にも存在していたが、それらの人々は当時の医療水準から手の施しようがなく、間もなく自然に完全な死の状態に移行していくものであった。しかし現在の医療技術では、回復の見込が完全でない脳死状態の人間でも、1年以上その状態で維持することができるようになってきている。そしてその脳死状態の人間から臓器を摘出して臓器不全の病気を抱える人に移植することも可能になってきた。そこで脳死患者からの臓器移植が現実問題として浮上してき、理論的正当性を伴った具体的な解決策を議論しなくてはいけなくなる。脳死の判定や脳死患者からの臓器移植が生命倫理学の課題となり、関連する法律の立法化へとつながっていくことになる。

このように重要な意義をもつ倫理学ではあるが、日本においては倫理学のもつイメージから、本来の倫理学の意義が理解されていない問題がある。以下のような理由から、世間的に認識では倫理学は不要で不毛な学問だと認識されている可能性がある^{*1}。

1. カントの義務論のイメージから、倫理学は理想的ではあるが現実的ではない規範を一方的に押しつけてくる。
2. 倫理学は利他的・自己犠牲的な行為を強制する。人間本来のエゴイズムに根ざした実際的な措置を倫理学が拒絶していると考えられる。
3. 法律は倫理から離れてそれだけで成立していると考えられる法実証主義の立場をとる。そう

*1 以下の4点については、加藤尚武、「価値観と科学/技術」岩波書店、2001. p.4から筆者が要点をまとめたもの。

なると倫理学は実効性のない自主規制的なものと思われる。

4. 多数決により国民の合意に基づいた法律があるので、法律の妥当性について倫理的な問いかけは不要とする。

今日の企業と社会にかかわる問題においても、倫理という言葉よりも CSR やコンプライアンスといった用語の方がより多く用いられるのは、この倫理という言葉がもつ説教くささや堅苦しさを忌避してのことといえる。

しかし、倫理学には次にあげたような社会的な意義と機能がある^{*2}。

1. 倫理学は立法化されていない権利についての暗黙の合意を、社会的に明示的な合意にする。セクシャルハラスメントは、30年前ではよほど悪質なものでなければ法廷でも取り上げられなかったが、現在は法制化され、人々の意識も変化してきた。女性の職場における権利がおかされていることを倫理学が指摘し、それによって立法化されていくという過程がここでは見られる。
2. 一般に法律的規制をはみ出す規制は倫理的規制と呼ばれる。企業に対しては、法律による規制以上の倫理的規制が社会的に要請されている。
3. 温暖化防止、地雷禁止、児童ポルノの規制などでは、国際的な条約と国内法は厳密に一致するものではない。その場合は国際的な法規制や倫理的規制を、国内の法規制や倫理的規制とすり合わせをするのも倫理学の役割の一つといえる。
4. 複合汚染が100年後の生態系にどのような影響を及ぼすかなど、環境問題のようなその状況を反復実験できないものを科学哲学的に吟味する。

以上のように倫理学は、顕在化しているものの法整備が追いついていない問題、法律だけでは解決しない問題、国際的にいまだ議論の続いている問題、現在は顕在化していないものの将来顕在化する恐れがある問題、などに対して考え方の基盤や指針を示してくれる学問といえる。

特に立法化されていない権利を新たに社会的な合意にする倫理学の働きは、人権の拡大という大きな成果を残している。それまで当たり前とされていた人権蹂躪に対して倫理的な主張がなされることで、法律の改正が進められてきた^{*3}。

1215年、英国貴族がマグナカルタによってジョン王の不法な政治に抵抗し、恣意的な課税の禁止など、封建貴族の権利を再確認した。

1776年にアメリカ入植者は独立宣言によって、イギリスから独立してアメリカ国民としての権利を確立した。

1863年、リンカーンは国を二分する南北戦争を経た後、奴隷開放宣言を發布した。

1920年、米国における婦人参政権が憲法改正13条によって実現した。

1938年、米国では公正労働基準法によって、最低賃金、所定労働時間、所定外労働に対する50%の割増賃金、16歳未満の児童労働の原則禁止が定められた。

1945年、新選挙法により日本の女性の参政権が規定された。

1947年、日本の労働基準法が制定された。

1957年、米国では公民権法によって黒人への差別が法律によって禁止された。

^{*2} 以下の指摘は、加藤尚武、「価値観と科学/技術」岩波書店、2001. p.5を参考に筆者が行ったものである。

^{*3} R. ナッシュ（松野 弘（訳）」、「自然の権利 環境倫理の文明史」ちくま書房、1999, p.3.

このように人間の権利は年代を追うごとに徐々に確立されてきたことが分かる。そして様々な権利は現在進行形で拡大されてきている。1986年に男女雇用機会均等法によって職場での女性の権利が規定され、1999年施行の育児・介護休業法では労働者の権利もより大きなものになった。しかし、これによって労働者の権利が完全に確立されてわけではないし、これからも更なる権利の拡大が続くことは予想できる。

奴隷や女性の権利が獲得されてきたように、ビジネス倫理の分野では労働者や消費者の権利が拡大されてきたといえる。倫理学の社会的な意義はそのまま、ビジネス倫理学の意義にも通じるものといえよう。

■参考文献

- 1) 加藤尚武, “価値観と科学/技術,” 岩波書店, 2001.
- 2) 中谷常二(編著), “ビジネス倫理学,” 晃洋書房, 2007.
- 3) R. ナッシュ (松野 弘(訳)), “自然の権利 環境倫理の文明史,” ちくま書房, 1999.